

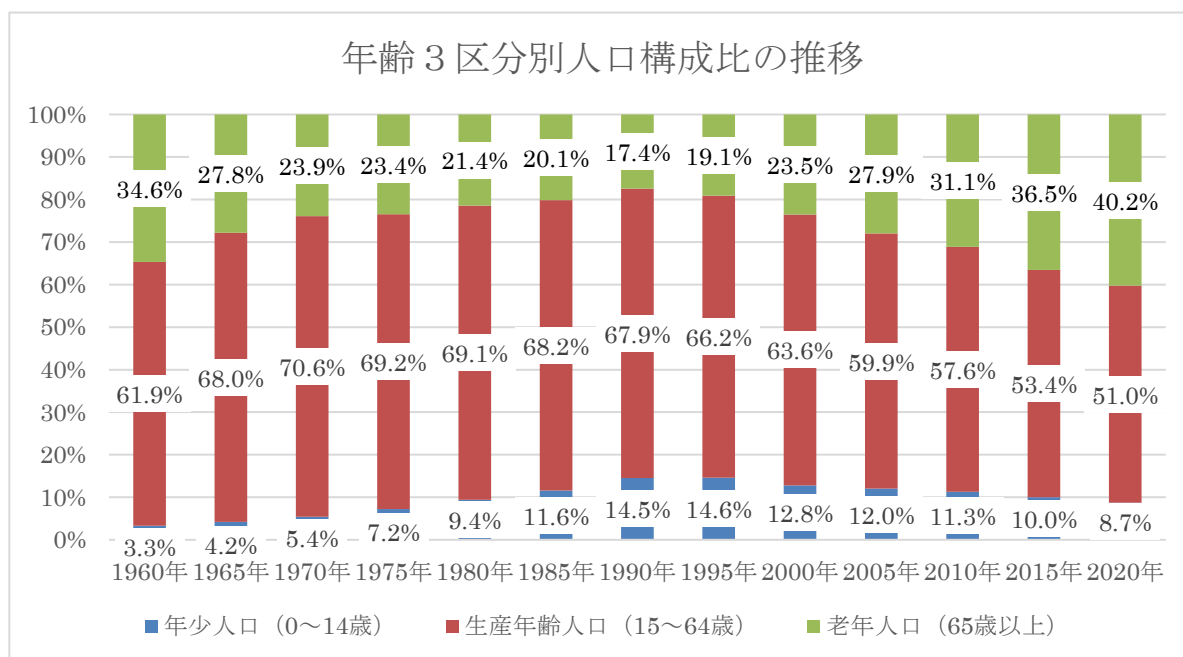
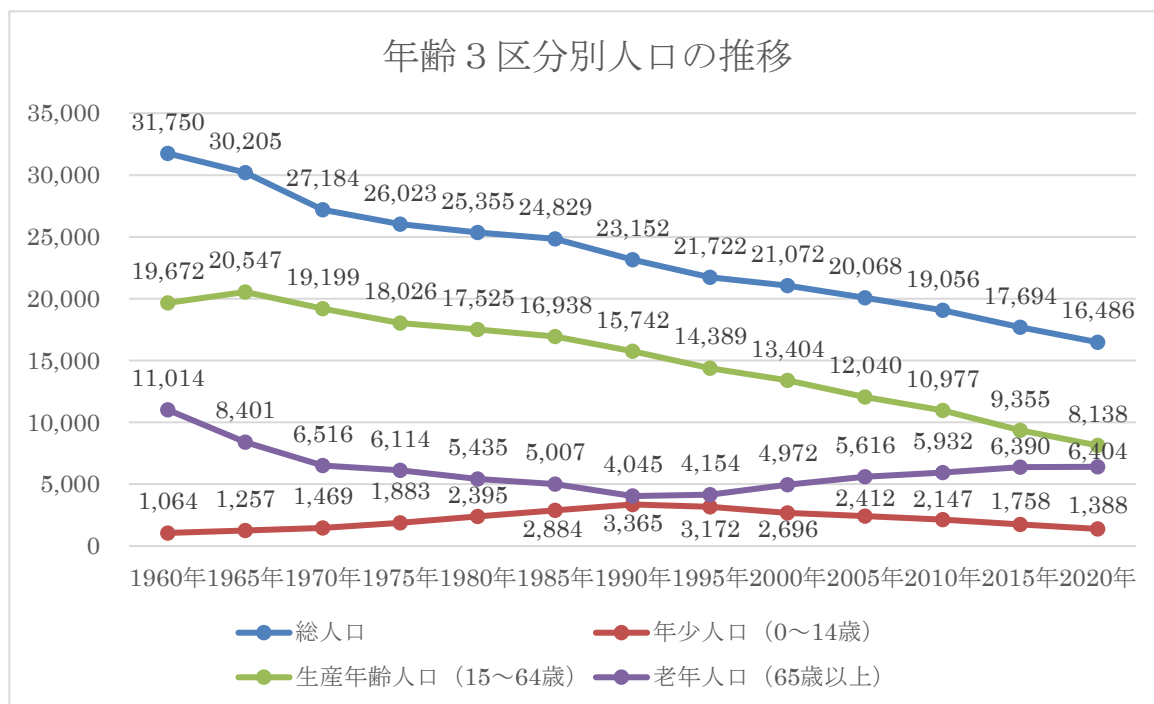
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

砂川市の人口は、1958年(昭和33年)に砂川町から市制移行した時をピークに年々減少傾向にあり、令和5年2月28日時点では15,827人である。

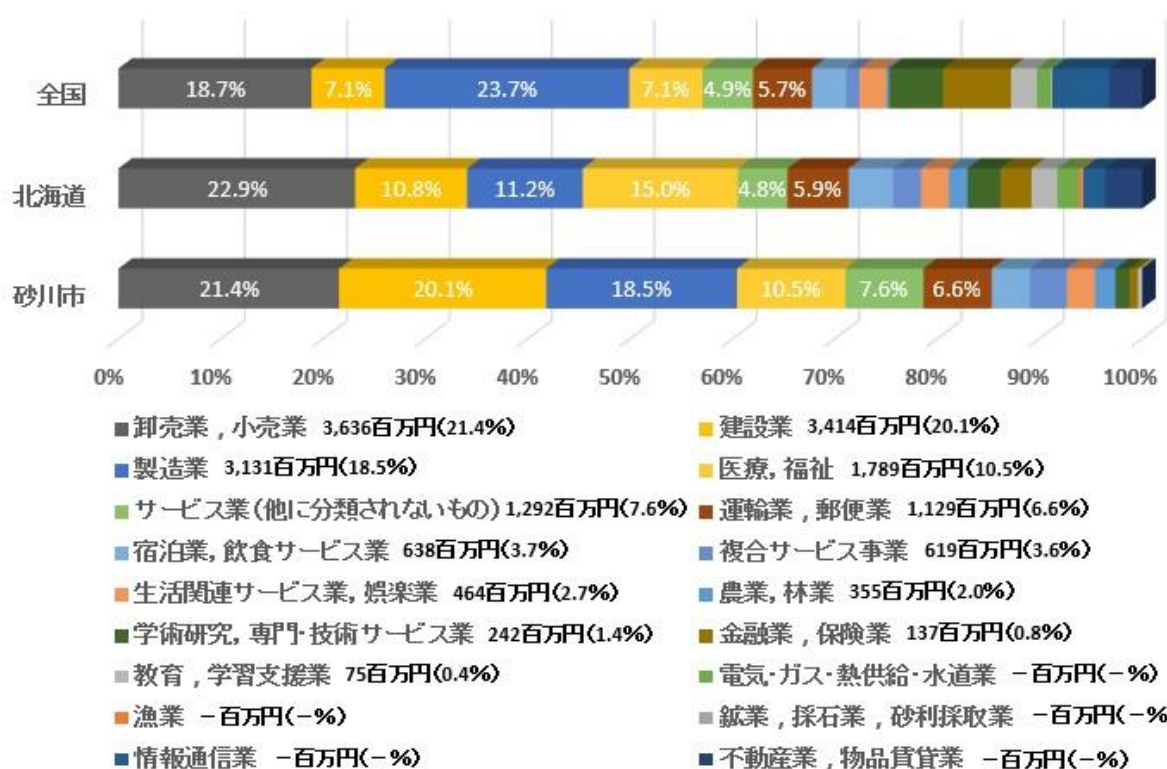
本市の生産年齢の人口も1960年から1965年にかけては増加したが、その後は減少傾向が続いている。



出典:1960～2020年「国勢調査」

本市の産業は、かつて地理的利便性から河川を利用した木材の流送や貯木が行われ、周辺地域への炭鉱から産出された石炭の積み出しや、東洋一の肥料工場として農業を支える肥料の生産拠点として発展してきた。周辺炭鉱の閉山により、人口減少の影響を受けてきたが、今では「卸売業、小売業」「建設業」「製造業」で付加価値額の半分以上を占め、主要産業となっている。また、主要都市への交通の利便性から「運輸業、郵便業」も発達している。その他、「農業」「サービス業」等、多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、本市に事業所を有する企業のうち、95%以上が中小企業である。

付加価値額(企業単位)2016年



※ 上記は砂川市の付加価値額

本市内の中小企業は、商圈人口減少に伴う売上減少、人手不足、人材育成、後継者不足等の様々な経営課題を抱えている。中でも、本市は中小企業の人材確保・人材定着支援の一環として、平成28年よりジョブスタート事業を行い、企業の若手職員と高校生との交流、経営者向けセミナーを通じて人材確保・定着事業を進めているところであるが、人口減少社会の進展に伴う人手不足に対応するためには、事業基盤を構築するとともに、後継者が継ぎたいと思えるような企業にしていけることが喫緊の課題である。

(2) 目標

砂川市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に9件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

砂川市の産業は、農業、建設業、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

砂川市の産業は、市内に点在して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

砂川市の産業は多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は、次のとおりとする。

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。